

北海道告示第 10016 号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 40 条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を次のとおり指定した。

令和 7 年（2025 年）1 月 9 日

北海道知事 鈴木 直道

1 申請年月日

令和 6 年（2024 年）12 月 9 日

2 法人の名称

社会福祉法人旭川市社会福祉協議会

3 代表者職・氏名

会長 桑畠 保夫

4 主たる事務所の所在地

旭川市 5 条通 4 丁目 旭川市ときわ市民ホール 1 階

5 実施する支援業務

住宅確保要配慮者に対する住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る物件情報提供と相談支援、家賃債務保証会社の紹介、見守りなど生活支援全般

6 支援業務を行おうとする事務所の所在地

旭川市 5 条通 4 丁目 旭川市ときわ市民ホール 1 階

7 支援業務を開始しようとする年月日

令和 7 年 4 月 1 日

8 指定年月日

令和 7 年（2025 年）1 月 9 日

9 指定番号

北海道指定第 41 号